

第3回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 令和2年6月11日(木) 10時30分から11時45分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (18名)

井上 治康	会長		山口 弘行	委員
北原 康徳	会長代理	(欠席)	柿原 栄司	委員
税田 悟	委員		焼山 穂積	委員
内藤 茂正	委員		平山 文雄	委員
川波 康利	委員		平田 豊美	委員
田邊 直美	委員		神本 明彦	委員
山田 善悟	委員		倉掛 喜人	委員
柳 幸敏	委員		前田 政實	委員
段浦 眞由美	委員		矢野 榮	委員
熊本 福實	委員			

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

報告第3号 農地転用に係る許可不要届について

報告第4号 農地所有適格法人の資格承認申請届について

議案第1号 令和2年6月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

税田 悟委員、 内藤 茂正委員

7. 事務局出席者

事務局長 倉掛 俊一、 課長補佐 谷口 謙司、 徳永 理恵

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	ただ今から、令和2年度第3回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。 なお、1番 北原委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数19名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。
事務局	次第2、会長あいさつでございます。会長よろしくお祈いします。
会 長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお祈いします。
会 長	議事録署名人の指名をいたします。2番 税田委員と3番 内藤委員にお祈いします。
事務局	よろしくお祈いします。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお祈いします。
議 長	それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書1ページをお開きください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。 (報告第1号 番号1～番号6を読みあげる)
事務局	以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。 (質問なし)
議 長	ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。
事務局	(報告第2号 番号1を読みあげる) 以上ご報告申しあげます。
議 長	報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。

	<p>それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>報告第3号 農地転用に係る許可不要届について、事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>報告第3号 農地転用に係る許可不要届について、上記について次のとおり提出する。本日付 会長名でございます。理由 農地転用許可不要届が提出されたので報告する。</p> <p>(報告第3号 番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>楽天モバイル携帯電話アンテナを建設する計画となっています。</p> <p>区長、水利委員、担当農業委員からの承諾については添付の承諾書にて確認しております。</p> <p>今回の『農地転用許可不要届』については現23期農業委員においては平成30年11月以来の案件になりますので説明をさせていただきます。農地法の5条においては通常、農業委員会で審議の上、県の許可が必要となっておりますが、幾つかの例外がございます。その中の一つが、『認定電気通信事業者による中継施設等』も例外の対象となっております。</p> <p>その他の場合としては、九電の送電線施設や地方公共団体の設置する道路や河川、堤防等があります。</p>
議長	<p>報告第3号 農地転用に係る許可不要届について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、報告第3号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第3号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>報告第4号 農地所有適格法人の資格承認申請届について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書5ページをお開きください。</p> <p>報告第4号 農地所有適格法人の資格承認申請届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、農地所有適格法人の資格承認申請届が提出されたので報告する。</p> <p>(報告第4号 番号1を読み上げる)</p>
事務局	<p>この件に関しまして、前述の添付書類で確認及び審査した結果、農地法第2条第3項各号すべての要件を満たしており、農地所有適格法人の資格承認は適当であると判断しています。</p> <p>以上ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>報告第4号 農地所有適格法人の資格承認申請届について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、報告第4号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第4号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>議案第1号 令和2年6月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願い</p>

事務局	<p>します。</p> <p>議案書 6 ページをお開きください。</p> <p>議案第 1 号 令和 2 年 6 月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第 1 号を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第 1 号 令和 2 年 6 月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第 1 号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第 1 号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての番号 1 について審議にはいりません。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 10 ページをお開きください。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 4 条知事許可分 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書が農地法施行令第 7 条第 1 項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号 1 を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>申請人が経営する株式会社〇〇の駐車場が不足している為、従業員 13 名のうち 5 台の乗用車と大型車輛 7 台、資材置場として 100㎡を使用する計画となっております。</p> <p>なお、申請地は平成 30 年に親類の田中りえ氏から 3 条で農地として耕作目的で取得しておりますが、元々、造園を営んでいたために石材や植木が置いてあり荒れている状況でした。その為、今回の申請については始末書の添付がなされております。</p> <p>他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、北側に農地の広がり概ね 4ha ございますが、公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地と判断されることから、農地の区分は第 2 種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての番号 1 について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>

11番	<p>先程、説明がありましたように、平成30年11月の総会に掛かっております。1年7か月しか経ってないですが、いつの間にか砂利で少し地上げして駐車場になっていたということです。ここは、私が農業委員になって2回、農地パトロールをして、畑にするのか、もう畑には戻らないのではないかという状況でした。申請人に違法行為ですという文書を付けて渡しましたが、元の状態に戻すのは不可能だろうと思いましたが、印鑑をつきました。場所的にも、周りに迷惑が掛かるようなところではないので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>会長代理が欠席ですので、私が代わりに補足説明をします。 担当委員から説明があったとおりです。</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>議案第2号の番号1は、全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書11ページをお開きください。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は、清掃・遺品整理業を営んでおり、現在の施設では不足しているため、申請地を作業場・駐車場として使用する目的での転用申請です。(産廃収集運搬・古物商許可の写し有) 他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p>
18番	<p>この場所を見てもらったらわかるように、狭いので、手前の道路のところと横にブロックをつけて、上の道路の高さにするとのことです。排水は、浸透排水で泥が流れないようにしますとのことです。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>私が代わりに補足説明をします。 担当委員から説明があったように、この場所は窮屈なところですので、なかなか住宅も建て</p>

	<p>ることができず苦慮しているようでしたが、法律のあいだで申請されていますので問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書12ページをお開きください。</p> <p>議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について 上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 内藤委員、柳委員 場所につきましては、別紙の配置図、9ページをご覧ください。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p> <p>あっせん委員 前田委員、矢野委員 場所につきましては、別紙の配置図、10ページをご覧ください。 以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第4号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第4号は全員賛成にて可決をいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。</p> <p>続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。</p>
事務局	<p>次第5 その他</p>
事務局	<p>次第6 今後の日程について</p>

事務局 会 長	次第7 閉会、閉会のことばを会長よりお願いします。 これもちまして、第3回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">11:45 終了</p>
----------------	---